亘理町地域防災計画新旧対照表

風水害対策編 (第4章 災害復旧・復興対策)

| 第4章 災害復旧・復興対策 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|---|----------------------------|-----------|
| 第1節 災害復旧・復興計画 災害復旧は、被災した施設をほぼ以前の状態に回復するのに対し、災害 復興はその地域の過去の災害の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを目 指すものである。 町は、災害の発生によりもたらされる社会の混乱を早期に解消し、民心 の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活の安定、社会経済活動 の早期回復を図る。 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定(全課) 災害の状況や地域の特性を考慮し、現状復旧を目指すのか、あるいは災 害に強いまちづくりなど中長期的な課題の解決も図る計画的復興を目指 すのか、住民の意向を十分に取り入れながら早急に検討し、復旧・復興の 基本方向を定める。 | 第 1 節 災害復旧・復興計画 主な実施担当 全課 | 防災基本計画の反映 |
| 第2 災害復旧計画 (全課) | 第3 災害復旧計画 | |

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|---|--|--------|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| 1 基本方針 災害発生後の住民生活の安定及び生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じ災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。 2 事業計画の策定 災害応急対策を講じた後、被害程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。 計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら、災害復旧事業期間の短縮に努める。 災害復旧計画は、主に次のものについて作成する。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 | 1 基本方針 災害発生後の住民生活の安定及び生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じ災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。 2 事業計画の策定 災害応急対策を講じた後、被害程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。 計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら、災害復旧事業期間の短縮に努める。 災害復旧計画は、主に次のものについて作成する。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 | UHI 77 |
| (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) | (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 <u>(昭和 26 年法律第 97 号)</u>) | |
| イ 河川 ト 道路 ロ 海岸 ハ 砂防設備 リ 漁港 ニ 林地荒廃防止施設 ヌ 下水道 ホ 地すべり防止施設 ル 公園 へ 急傾斜地崩壊防止施設 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律) (3) 都市災害復旧事業計画 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針) (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画 (水道法、清掃法) | イ 河川 ト 道路 ロ 海岸 チ 港湾 ハ 砂防設備 リ 漁港 ニ 林地荒廃防止施設 ヌ 下水道 ホ 地すべり防止施設 ル 公園 へ 急傾斜地崩壊防止施設 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)) (3) 都市災害復旧事業計画 (都市災害復旧事業計画 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針) (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画 (水道法 (昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関す | |
| (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老 人福祉法、売春防止法) (6) 公立学校施設災害復旧事業計画 (公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法) | ○法律(昭和 45 年法律第 137 号) (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) (6) 公立学校施設災害復旧事業計画 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)) | |

| 第4章 災害復旧・復興対策 | /6 | |
|---|--|----|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| (7) 公営住宅災害復旧事業計画 | (7) 公営住宅災害復旧事業計画 | |
| (公営住宅法) | (公営住宅法 <u>(昭和 26 年法律第 193 号)</u>) | |
| | (8) 公立医療施設災害復旧事業計画 | |
| | <u>(感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114</u> | |
| | 号))_ | |
| (8) その他災害復旧事業計画 | (9) その他災害復旧事業計画 | |
| 3 事業の実施 | 3 事業の実施 | |
| 県、指定地方行政機関、指定公共機関等と協力のうえ、復旧対策を | (1) 町は、 県、指定地方行政機関、指定公共機関等と協力のうえ、復 | |
| 迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等につい | 旧対策を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派 | |
| て、必要な措置を講じる。 | 遣等について、必要な措置を講じる。 | |
| | (2) 町は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 | |
| | と協力のうえ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の | |
| | 広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の | |
| | 復旧事業を行い、又は支援する。 | |
| | (3) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・ | |
| | 介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に | |
| | 必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の | |
| | <u>徹底に努める。</u> | |
| 4 災害復旧事業に伴う財政援助 | 4 災害復旧事業に伴う財政援助 | |
| 災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられ | 災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられ | |
| るよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負 | るよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負 | |
| 担すべき財源の確保に努める。 | 担すべき財源の確保に努める。 | |
| 「災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等 | 「災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等 | |
| に関する法律(激甚法)」に基づき援助される主な事業は次のとおり | に関する法律(激甚法)」に基づき援助される主な事業は次のとおり | |
| である。 | である。 (1) ハルトトナー (1717年 02 年 7 年 7 年 7 日 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号) | |
| (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 <u>(昭和 28 年法律第 247 号)</u> | |
| (3) 公営住宅法 | (3) 公営住宅法 <u>(昭和 26 年法律第 193 号)</u> | |
| (4) 土地区画整理法 | (4) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号) | |
| (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 | |
| (c) 皮塞物の加理及が注目に関すて社会 | 10年法律第 114 号) (6) | |
| (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>(昭和 45 年法律第 137 号)</u> | |
| (7) 予防接種法 | (7) 予防接種法 <u>(昭和 23 年法律第 68 号)</u> | |
| (8) <u>都市災害復旧は、</u> 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 <u>に</u> | (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 | |

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|---|---|----------------|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
| 基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) その他 | (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)(10) その他 | |
| 第3 災害復興計画 (全課) | 第 <u>4</u> 災害復興計画 <u>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域に おける災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い町づくり等の</u> 将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。 | ・防災基本計画の反 映 |
| 災害復興事業を効果的に実施するため、町は県等と連携を図りながら、 被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的 な復興事業を推進する。 1 復興計画の基本方針 災害発生後、復興の必要があるときは、速やかに復興方針を策定す る。 県内の複数の市町村が被災し、県による復興方針が決定されたときは 方針の整合を図る。 2 復興計画の策定 (1) 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。 (2) 県内の複数の市町村が被災し、県による復興計画が決定されたと きは計画の整合を図る。 | 災害復興事業を効果的に実施するため、町は県等と連携を図りながら、 被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機 関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。 1 復興計画の基本方針 災害発生後、復興の必要があるときは、速やかに復興方針を策定する。 県内の複数の市町村が被災し、県による復興方針が決定されたとき は方針の整合を図る。 2 復興計画の策定 (1) 復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。 (2) 県内の複数の市町村が被災し、県による復興計画が決定されたとき きは計画の整合を図る。 | |
| (3) 計画の策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民へできるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取組みの基本方針を示すよう努める。 3 復興事業の実施復興事業を早期に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力のもと、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置を講じる。 | (3) 復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、 被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティーの回復や再構築に十分配慮する。 (4) 住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、説明責任を果たすよう努める。 3 復興事業の実施復興事業を早期に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力のもと、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置を講じる。 また、将来的なビジョンを明確にするとともに町民との合意形成を行い、災害に強いまちづくりを推進する。 | |

第4章 災害復旧·復興対策

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|----------------|-----------------------------------|----|
| | 第5 災害復興基金の設立等 | |
| | 町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対 | |
| | 策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があ | |
| | るときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検 | |
| | <u>討する。</u> | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 第4章 災害復旧・復興対策 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|--|--|--------------------------------------|
| 第2節 生活再建支援 | 第2節 生活再建支援 主な実施担当 総務課、福祉課、健康推進課、被災者支援課、商工観光課 日本赤十字社宮城県支部、住宅金融支援機構東北支店、亘理地区社会福祉協議会、日本郵便㈱(亘理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢隈郵便局)、東日本電信電話㈱宮城支店、その他防災関係機関 | VIII **** |
| 町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、資金の貸付け等さまざまな制度を住民に周知し、積極的な措置を講じる <u>ものとする</u> 。 第 <u>6</u> り災証明の発行(総務課) 町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。 | 第1 目的 町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、資金の貸付け等さまざまな制度を住民に周知し、積極的な措置を講じる。 第2 り災証明の発行 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。 また、被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため被災者台帳を作成する。 | ・防災基本計画の反映 ・災害対策基本法等 の一部改正による。 |
| 第 <u>1</u> 被災者生活再建支援制度 <u>(保健福祉課)</u> 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るも <u>のとする</u> 。 その主な内容は次のとおり。 1 適用災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。 | 第3 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。その主な内容は次のとおり。 1 適用災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。 なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。 | ・災害対策基本法等の一部改正による。 |

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|---|--|-------------------|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害 | (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該 | |
| が発生した市区町村 <u>の区域に係る</u> 自然災害 | 当する被害が発生した市区町村 <u>における</u> 自然災害 | |
| (2) 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に | (2) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自 | |
| <u>係る</u> 自然災害 | 然災害 | |
| (3) 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 <u>の区域</u> | (3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における | |
| <u>に</u> 係る自然災害 | 自然災害 | |
| | (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅 | |
| | が全壊する被害が発生した市区町村(人口 10 万人未満に限る)にお | |
| | <u>ける自然災害</u> | |
| <u>(4)</u> 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10万 | (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)~(3)の区域に隣 | |
| <u>人未満のものに限る)の区域であって、</u> (1) ~ (3) に規定する区域 | 接する <u>市区町村(人口 10 万人未満に限る)における</u> 自然災害 | |
| に隣接するものに係る自然災害 | | |
| | (6) ((1) 若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県 | |
| | が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町 | |
| | 村(人口 10 万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生し | |
| | た市区町村(人口5万人未満に限る)。 | |
| 2 対象世帯 | 2 対象世帯 | |
| <u>イ</u> 住宅が <u>全壊</u> した世帯 | (1) 住宅が <u>「全壊」</u> した世帯 | |
| <u>ロ</u> 住宅が半壊し、 <u>倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体</u> | (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯 | |
| し、又は解体された世帯 | | |
| <u>ハ</u> 災害が継続し、 <u>危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状</u> | (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが | |
| <u>態が長期にわたり</u> 継続することが見込まれる世帯 | 見込まれる世帯 | |
| | (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修 | ・宮城県地域防災計 画の反映 |
| | を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる | 画の反映 |
| | 世帯(大規模半壊世帯) | |
| 0 +40 47/4 | 0 +40# | |
| 3 支給 <u>条件</u> | 3 支給額 *********************************** | |
| (1) 支給金額 | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の大統領は名誌と思想の人類の2分割の | |
| <u>下記に示す限度額の範囲内で、(イ)~(ホ)の経費に対して支</u> | の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。 | |
| <u>給される。</u> | (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) | |
| 合計 | 每7 /木 () ¥ +亩 。 重/+ ₩ | |
| | 被害程度 全壊 | |
| 複数(2人以上)世帯 100万円 | 支給額 100万円 100万円 50万円 | |
| 単数(1人)世帯 75万円 | 250,7014 250,7014 300,7014 | |

修 正 前 (風水害対策編)

通常、又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 住居の移転費

住居移転のための交通費

住宅を賃借する場合の礼金

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

(2) 支給にかかるその他の要件

| 左向然の悪体 | 支給限度額 | | |
|---|----------|--------|--|
| 年収等の要件 | 複数世帯 | 単数世帯 | |
| (年収)≦500万円 | 100万円 | 75万円 | |
| 500万円<(年収)≦700万円 かつ,世帯主が45歳以上又 は要援護世帯 | E0 = III | 97 5玉田 | |
| 700万円<(年収)≦800万円 かつ,世帯主が60歳以上又 は要援護世帯 | 50万円 | 37.5万円 | |

要援護世帯とは:心神喪失・重度知的障害、1級の精神障害者、 1、2級身体障害者などを構成員に含む世帯

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

| Ī | 再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸(公営住宅以外) |
|---|------|--------|--------|------------|
| | 支給額 | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円 |

修 正 後 (風水害対策編)

備考

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として、(財) 都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の 全部をこの支援法人に委託している。

6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。 提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送 付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、 委託先である(財)都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都 道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が 支給される。

7 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速 かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、 マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害 が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じること ができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第2 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県 が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活

る部分で、発災後2年以内に限る)

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|--|----------------|----|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| 再建支援金(居住関係経費)を支給することにより、被災者の居住の安定 | | |
| の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した | | |
| 場合は、積極的に活用を図るものとする。 | | |
| その主な内容は次のとおり。 | | |
| 1 適用災害:被災者生活再建支援制度に同じ | | |
| 2 対象世帯 | | |
| (1) 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯 | | |
| (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体 | | |
| し、又は解体された世帯 | | |
| で、住宅再建又は新築等を必要とする世帯 | | |
| (3) 住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、 | | |
| 住宅の補修を必要とする世帯 | | |
| (4) 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸 | | |
| 住宅(公営住宅を除く) | | |
| <u>に入居する世帯</u> | | |
| 3 支給条件 | | |
| (1) 支給金額 | | |
| 下記に示す限度額の範囲内で、イから二の経費に対して支給される。 | | |
| 住宅が全壊(又は半壊 住宅が半壊した世帯の 住宅が全壊又は半壊し | | |
| し解体)した世帯が住 うち損壊の程度が大規 損壊の程度が大規模で 宅再建又は新築等する 模である世帯が住宅を ある世帯が賃貸住宅に | | |
| 場合 補修する場合 入居する場合 | | |
| 複数(2人以上)世帯 200万円 100万円 50万円 | | |
| 単数(1人)世帯 150万円 75万円 37.5万円 | | |
| ※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の 1/2 とする。 | | |
| ※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する | | |
| 場合の限度額は、複数(2人以上)世帯 100万円、単数(1人)世帯 | | |
| 75 万円とする。 | | |
| イ 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経 ・ | | |
| 費(実際に要する費用の70%を超えない範囲) | | |
| ロ 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費で、ローン | | |
| 利子(借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当す | | |
| る利子)及びローン保証料 | | |
| ハ 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超え | | |

| 4章 災害復旧・復興対策 | 版 T 级 (日北京社体纪) | /## |
|--|---------------------------------|-----|
| 修正前(風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
| = 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費 | | |
| (イ) 建築確認及び完了検査等申請料 | | |
| (ロ)表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 | | |
| (八) 仲介手数料 | | |
| (二) 水道加入分担金 | | |
| (2) 支給にかかるその他の要件 | | |
| 世帯の年収が500万円を超える場合にあっては、支給限度額は上記 | | |
| <u>の1/2とする。</u> | | |
| また、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出さ | - | |
| れる経費を対象とする。 | | |
| 3 資金の貸付け (保健福祉課) | 第4 資金の貸付け | |
| 5 | 1 | |
| ・ 火日後後負並 町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の | | |
| 被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護 | | |
| 資金の貸付けを行う。 | 資金の貸付けを行う。 | |
| 町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適 | | |
| 切かつ速やかに実施する。 | 切かつ速やかに実施する。 | |
| 2 母子及び寡婦福祉資金 | 2 母子及び寡婦福祉資金 | |
| 県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金 | | |
| の貸付制度について広く周知する。 | の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。 | |
| 3 生活福祉資金 | 3 生活福祉資金 | |
| 保健福祉課は、社会福祉協議会と協力のうえ、被災者に対する生活 | | |
| 福祉資金の貸付制度について広く周知する。 | 資金の貸付制度について広く周知する。 | |
| 県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金 | | |
| を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家 | · | |
| 財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫 | | |
| などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも該当する世帯であ | | |
| ること。 | 小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により | |
| | 災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以 | |
| | 外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計 | |
| | の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれ | |
| | にも該当する世帯であること。 | |

(1) 低所得世帯であること。

(1) 生活福祉資金の借受けにあわせて必要な援助及び指導を受けるこ

| 第4章 災害復旧・復興対策 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備 考 |
|---|--|---------|
| とにより独立自活できると認められる世帯 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると 認められる世帯 | (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、 | VIII J |
| 4 一般住宅復興資金の確保 都市建設課は、減失家屋の状況を把握し、罹災者に対し融資制度の 内容を周知する。 県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本 拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための 相談窓口等を設置する。また、必要に応じ町と協調して融資に対する 利子補給等の処置を講じる。 | 内容を周知する。 県は、 <u>独立行政法人住宅金融支援機構</u> 及び地元の金融機関等の協力 を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を | |
| 第 <u>4</u> 生活保護 <u>(保健福祉課)</u> 生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、県が生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。 | 第 <u>5</u> 生活保護 生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、県が生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・ 家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。 | |
| 第 <u>5</u> その他救済制度 <u>(保健福祉課)</u> 町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する とともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金 を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給され | とともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金 | |

ない場合に限る)。

第7 税負担等の軽減(税務課、保健福祉課)

県及び町は、必要に応じ地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、 被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療 費負担及び保険税の減免等を行う。

1 国民健康保険税の減免

第7 税負担等の軽減

ない場合に限る)。

町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災 者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負 担及び保険税の減免等を行う。

1 国民健康保険税の減免

修 正 前 (風水害対策編)

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

- 2 国民健康保険税の減免の基準
- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

| 合計所得額 | 住宅又は家財の損害 | |
|-----------|-----------|---------|
| 口可別行領 | 1/2 | 5/10 以上 |
| ①500 万円以下 | 1/2 | 10/10 |
| ②500 万円超 | 1/4 | 1/2 |
| ③750 万円超 | 1/8 | 1/4 |

3 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。 一部負担金の減免基準は、亘理町保険者が基準を定め減免を行う。

4 地方税の減免(各課)

町は、被災した住民に対し、地方税・介護保険料・使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免を、それぞれの減免基準に基づいて行う。

第8 雇用対策(産業観光課)

公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の 程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除す

備考

3.

修 正 後 (風水害対策編)

- 2 国民健康保険税の減免の基準
- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき 被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害によ り受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上である もので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表 に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

| 合計所得額 | 住宅又は家財の損害 | |
|------------|-----------|---------|
| 1011月11年6月 | 1/2 | 5/10 以上 |
| ①500 万円以下 | 1/2 | 10/10 |
| ②500 万円超 | 1/4 | 1/2 |
| ③750 万円超 | 1/8 | 1/4 |

3 国民健康保険税の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。 一部負担金の減免基準は、互理町保険者が基準を定め減免を行う。

4 地方税等の減免

町は、被災した住民に対し、地方税・介護保険料・使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免を、それぞれの減免基準に基づいて行う。

第8 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第4章 災害復旧・復興対策

| 2 町の抽煙 一時次基本計画の | 修 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
|-------------------|----------------|--|---------------------------|
| | 修正前(風水害対策編) | 2 町の措置 町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。 第9 相談窓口の設置 町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必 | 防災基本計画の |
| | | | |

じる。

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|--|---|----|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
| 第3節 住宅復旧支援(都市建設課) | 第3節 住宅復旧支援 | |
| | 主な実施担当 復興まちづくり課、都市建設課 宮城県、亘理地区行政事務組合消防本部、仙 南・仙塩広域水道事務所、仙台土木事務所 | |
| 県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。 | 第1 目的 町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である 住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うと ともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。 | |
| 第 <u>1</u> 一般住宅復興資金の確保 町は、県の設置する住宅被害復旧のための資金確保の支援相談窓口等と 協調して、住宅再建のための支援の処置を講じる。 | 第 <u>2</u> 一般住宅復興資金の確保 町は、県の設置する住宅被害復旧のための資金確保の支援相談窓口等と 協調して、住宅再建のための支援の処置を講じる。 | |
| 第 <u>2</u> 住宅の建設等 県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安 定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の活用を図る。 1 災害公営住宅の建設等 | 第 <u>3</u> 住宅の建設等 町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図 るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。 1 災害公営住宅の建設等 (1) 災害公営住宅の確保 | |
| 県及び町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の 安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅 法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸する ために借上げる。 | 町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定 を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法 に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するた めに借上げる。 | |
| 知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・ 支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には、知事が 建設等を行うものとする。 2 公営住宅の活用 | (2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援 知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・ 支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には、知事 が建設等を行うものとする。 | |
| 公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、県営・町営住宅等を活用し、優先的に入居できる措置等を講 | 2 公営住宅の <u>空き家の</u> 活用 公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法 <u>(平成7年法律第14号)</u> 第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の | |

特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、

第4章 災害復旧・復興対策

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|----------------|--|---------|
| | 優先的に入居できる措置等を講じる。 | |
| | 数 4 叶 | け巛井井利恵の |
| | 第4 防災集団移転促進事業の活用 | 防災基本計画の |
| | 町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。 | 反映 |
| | <u>められる区域内にある住居の防火のための集団的移転を促進する。</u> 1 事業主体 | |
| | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | |
| | ことができる。) | |
| | 2 移転促進区域 | |
| | (1) 被災地域 | |
| | 集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度におい | |
| | て発生した災害(地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象) | |
| | にかかるもの | - |
| | (2) 災害危険区域 | |
| | 建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域 | |
| | 3 補助制度等 | |
| | (1) 国の補助 | |
| | 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率:3/4) | _ |
| | <u>イ 住宅団地の用地取得造成</u> | |
| | ロ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額) | |
| | ハ 住宅団地の公共施設の整備 | |
| | 二 移転促進区域内の宅地等の買い取り | |
| | ホ 住宅団地内の共同作業所等 | |
| | へ 移転者の住居の移転に対する補助 | |
| | <u>ト 事業計画の策定</u> (2) 地方債の特別措置 | |
| | <u>(2) 地万頃の特別指直</u> 地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものに | |
| | <u>地方財政伝第3条第1項合写に規定する経貨に該当しないものに</u> ついても、地方債をもってその財源とすることができる。 | - |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 第4草 災害復旧・復興対策 | | |
|---------------------|-------------------|----|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
| 第4節 産業復興の支援 (産業観光課) | 第 4 節 産業復興支援 | |
| | 主な実施担当農林水産課、商工観光課 | |

災害により農林漁業者や中小企業者が被害を被ったとき、施設等の復旧 と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう必要 な措置を講じる。

第4 中小企業関係

振興資金等融通制度の充実を図るとともに、国、政府系金融機関、県、 信用保証協会及び町内の金融機関に対し、円滑な災害融資枠の確保と融資 及び信用保証を要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災した中小企業者に対し、 所要の指導及び広報を行う。

第1 農業関係

被害を受けた農業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災法」という)の活用を図り、 低利の経営資金を円滑に融通して、農業経営の維持安定を図る。

農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金と しての土地改良資金の活用や、被災施設の復旧資金としての主務大臣指定 施設(災害復旧)等を積極的に導入するよう指導する。

農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度 を活用し、資金貸付けを推進する。

担当は、産業観光課とする。

第2 林業関係

被害を受けた林業者に対し、天災法の活用を図り、低利の経営資金を円 滑に融通し、林業経営の安定を図る。

早期復旧を図るため、農林業金融公庫による融資制度の活用を図り、災

| 主な実施担当 | 農林水産課、商工観光課 |
|---------|---------------------|
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、その他防災関係機関 |

第1 目 的

災害により農林漁業者や中小企業者が被害を被ったとき、施設等の復旧 と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう必要 な措置を講じる。

第2 中小企業金融対策

振興資金等融通制度の充実を図るとともに、国、政府系金融機関、県、 信用保証協会及び町内の金融機関に対し、円滑な災害融資枠の確保と融資 及び信用保証を要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災した中小企業者に対し、 所要の指導及び広報を行う。

第3 農業関係

被害を受けた農業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資 金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)(以下「天災法」 という。) の活用を図り、低利の経営資金を円滑に融通して、農業経営の 維持安定を図る。

農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金と しての土地改良資金の活用や、被災施設の復旧資金としての主務大臣指定 施設(災害復旧)等を積極的に導入するよう指導する。

農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度 を活用し、資金貸付けを推進する。

第4 林業関係

被害を受けた林業者に対し、天災法の活用を図り、低利の経営資金を円 滑に融通し、林業経営の安定を図る。

早期復旧を図るため、農林業金融公庫による融資制度の活用を図り、災

第4章 災害復旧・復興対策

| 修 正 前 (風水告対策網) 像 方 一 後 (風水告対策網) 像 方 色 (風水告対策中心) (| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|--|---------------|-----------------|----|
| に導入するよう指導する。 <u>担当は、産業観光課とする。</u> 第 <u>3</u> 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業 用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 に導入するよう指導する。 第 <u>5</u> 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業用 資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融 公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積 極的活用を指導するものとする。 | 修正前(風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
| ## 担当は、産業観光課とする。 第3 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業 用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 第5 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業用 資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融 公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積 極的活用を指導するものとする。 | | | |
| 第3 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業 用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 第5 水産業関係 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業用 資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融 公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積 極的活用を指導するものとする。 | に導入するよう指導する。 | に導入するよう指導する。 | |
| 災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業 用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 「災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設(漁船、漁具等)、漁業用 資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融 公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 極的活用を指導するものとする。 | | | |
| 用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 | | | |
| 融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の 積極的活用を指導するものとする。 | | | |
| 積極的活用を指導するものとする。 極的活用を指導するものとする。 | | | |
| | | | |
| 担当は、産業観光課とする。 | | 極的活用を指導するものとする。 | |
| | 担当は、産業観光課とする。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | 1 |
|---|---|----------------|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| 第5節 都市基盤の復興対策 <u>(都市建設課、上下水道課)</u> | 第5節 都市基盤の復興対策 主な実施担当 上下水道課、復興まちづくり課、都市建設課 防災関係機関等 宮城県、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台土木 事務所、その他防災関係機関 | |
| 町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。 | 第1 目的 町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強いまちに再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。 | ・防災基本計画の反 映 |
| | 第2 防災まちづくり 1 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向について、速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの強化、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション | ・防災基本計画の反映 |

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|---|---|-----------------|
| 第1 想定される計画内容例 1 主要交通施設の整備 道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等 2 被災市街地の整備 面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現 3 ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上 4 防災基盤の整備 河川、海岸、砂防施設等の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等 | 空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し 説明し、理解と協力を得るように努める。 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その 問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進 によりその解消に努める。 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、 被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供す る。 6 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくり の連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強 化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。 第3 想定される計画内容例 1 主要交通施設の整備 道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等 2 被災市街地の整備 面的整備事業等による被災市街地の復興と、防災集団移転促進事業 や災害公営住宅などの整備による災害に強いまちづくりの早期実現 3 ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安 全性の向上 4 防災基盤の整備 河川、海岸、砂防施設等の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、 避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等 | ・町震災復興計画 の反映 |

災害義援金募集配分委員会は、義援金の総額、被害状況等を考慮し

| 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|--|-------------------------------|
| 第6節 義援金の受入れ、配分 主な実施担当 福祉課、会計課、被災者支援課、企画財政課 日本赤十字社宮城県支部、日本郵便㈱(亘理 郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢 隈郵便局)、宮城県災害義援金募集配分委員会 | |
| 第1 <u>目的</u> 大規模な災害が起きたときには、国内、国外から多くの義援金が送られて来ることが予想されるため、善意が生かされるよう、町は受け入れ体制を確立し、 <u>関係機関と連携して</u> 迅速かつ適切に被災者へ配分する。 | |
| 第2 受入れ 1 窓口の決定 義援金の受入れ窓口は会計課とし、報道機関等を通じて広く周知を図る。 2 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 日本郵便㈱は災害時において、被災者の救援を目的とする、寄附金送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。 3 受入れ及び管理 会計課は、送られた義援金を受け取り、配分が決定されるまで保管する。 | |
| 第 <u>3</u> 配分 1 配分委員会 義援金の配分については、県と日赤宮城県支部等が協議のうえ、義 援金の受入れ団体および関係機関の代表者からなる「災害義援金募集 配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。 2 配分 | |
| | 主な実施担当 福祉課、会計課、被災者支援課、企画財政課 |

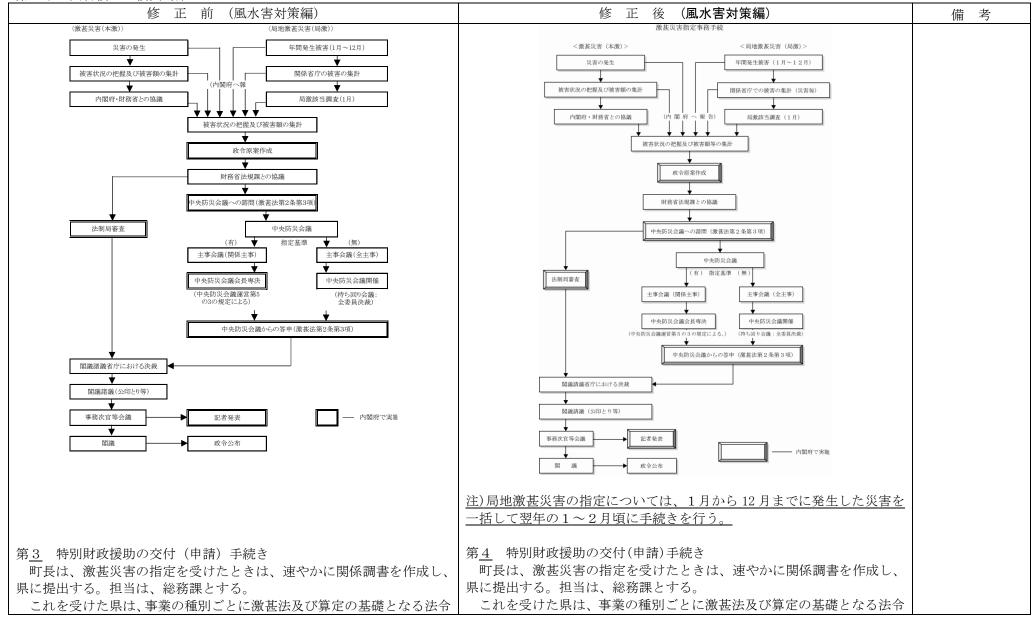
宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金の総額、被害状況等を

第4章 災害復旧・復興対策

| 第4章 災害復旧・復興対策 | | |
|---------------------------------|-------------------------------|----|
| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
| た配分基準を定め、適切かつ速やかに配分を行う。 | 考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分を行う。 | |
| 上記の配分基準に基づき、会計課が被災者へ義援金を交付する。 | 上記の配分基準に基づき、会計課が被災者へ義援金を交付する。 | |
| 義援金をどのように使うかは、義援金募集、配分の事務やボランテ | 義援金をどのように使うかは、義援金募集、配分の事務やボラ | |
| ィア活動に要する経費等も勘案のうえ、関係機関と十分協議し、被災 | ンティア活動に要する経費等も勘案のうえ、関係機関と十分協議 | |
| 者のニーズに応えるとともに、義援金を送ってくれた人の善意が十分 | し、被災者のニーズに応えるとともに、義援金を送ってくれた人 | |
| 生かされるよう努める。 | の善意が十分生かされるよう努める。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|--|--|-------------------|
| 第7節 激甚災害の指定 (総務課) 災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という)に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受け入れられるよう努めるとともに、他の関係機関と連携を図りながら公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう | 第7節 激甚災害の指定 主な実施担当 総務課 「宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関等 宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関 第1 目的 災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講 | 備考 |
| 措置を講じる。 第 <u>1</u> 激甚災害の調査 町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して知事に報告する。 県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努める。 | じる。 第2 激甚災害の調査 1 町 町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、 災害状況等を調査して県に報告する。 また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。 2 県 県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。 | ・宮城県地域防災計 画の反映 |
| 第 <u>2</u> 激甚災害指定の手続き 災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国 の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。 (参考)国における激甚災害指定事務手続き | 第 <u>3</u> 激甚災害指定の手続き 災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国 の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。 (参考)国における激甚災害指定事務手続き | |

第4章 災害復旧·復興対策



| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|---|---|----|
| 基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。 | に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。 | |
| 4 激甚災害指定基準 激甚災害の指定基準は次のとおりである。 1 激甚災害指定基準 | 第 <u>5</u> 激甚災害指定基準 激甚災害の指定基準は次のとおりである。 | |
| 適用すべき措置基準 激 甚 災 害 指 定 基 準 | 適用すべき措置基準 激 甚 災 害 指 定 基 準 | |
| 送第2章第3条、第4条 | 法第2章第3条、第4条 (公共士木施設災害後旧事業等に関する特別の財政援助) - 本業費査定見込額 | |
| 法第6条(農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補助の特例) (00万円以下と認められる場合は除く 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額> 当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5 であることにより、激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 | 事業費査定見込額 法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例) 次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く 1 激 法法第5条 分措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 2 当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより、激甚法第3条の措置が適用される激甚災害 | |
| 法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の厳適に関する暫定措置の特例) 大変を持ています。 | 法第8条(天災による被害農林漁 業者等に対する資金の融通に関 する暫定措置の特例) 本のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による 激基な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被 害の実情に応じて観別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 ※ 業所得推定額 農業被害見込額 ※ 業所得推定額 ・ 当該年度の全国農 ・ 実所得推定額 ・ 対しの分の0.5 ・ 大の要件に該当する都道府県が以上あるもの ・ 当該後道府県内の ・ 当該都道府県内の ・ 当該が最近である・ と、他の分の3 | |
| 法第11条の2(森林災害復旧事業 に対する補助) (A基準) 株業被害見込額 (当該年度の全国生 (樹木に係るもの) 産林業再得(木材 ×100分の5 に限る。以下同じ) 生産部門)推定額 | 特別被害農業者数 の数 次のいずれかに該当する災害 (A基準) 株業被害見込額 当該年度の全国生 (樹木に係るもの > 産株業所得(木材 ×100分の5 に限る、以下同じ) | |

| 修 | 正 前 (風水害対策編) | | 正 後 (風水害対策編) | 備 |
|---|--|---|--|---|
| 適用すべき措置基準 | 激甚災害指定基準 | 適用すべき措置基準 | 激甚災害指定基準 | |
| | (B基準) 当該年度の全国生産林業 所得(木材生産部門)推定 ×100分の1.5 額 | | (B基準) 当該年度の全国生産林業 林業被害見込額 所得(木材生産部門)推定 ×100分の1.5 額 | |
| | かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの | | かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの | |
| | (1) —の都道府県の林業 被害見込額 当該都道府県の当該年度 > の生産林業所得(木材生 ×100分の60 産部門)推定額 (2) の第200日のおお、当該年度の全国生産林業 | | (1) —の都道府県の林業 被害見込額 当該都道府県の当該年度 > の生産林業所得(木材生 ×100分の60 産部門 推定額 | |
| | (2) —の都道府県の林業 被害見込額 当該年度の全国生産林業 > 所得(木材生産部門)推定 ×100分の1 額 | | (2) 一の都道府県の林業 当該年度の全国生産林業 被害見込額 当該年度の全国生産林業 被害見込額 額 | |
| 法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係 保証の特例等) | 次のいずれかに該当する災害 (A基準) | 法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係 保証の特例等) | ※ 次のいずれかに該当する災害 (A基準) | |
| | 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業 ×100分の0.2 所得推定額 (注) | | 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業 ×100分の0.2 所得推定額 (注) | |
| | (注) 全国中小企業所得推定額=第2次産業及び第3次産業国民所得 ×中小企業付加価値率×中小企業販売 率。以下同じ。 | | (注) 全国中小企業所得推定額=第2次産業及び第3次産業国民所得 ×中小企業付加価値率×中小企業販売 率。以下同じ。 | |
| | (B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業 ×100分の0.06 所得推定額 | | (B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業 ×100分の0.06 所得推定額 | |
| | かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの | | かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの | |
| | 一の都道府県内の 当該被者にかかわる中 > 当該年度の当該都道府県 ×100分の2 小企業関係被害額 ただし、火災の場合、又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業 | | ーの都道府県内の 当該被害にかかわる中 > 当該年度の当該都道府県 ×100分の2 小企業関係被害額 ただし、火災の場合、又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業 | |
| | 所得推定額に対する中・企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例 措置が講ぜられることがある。 | | にたし、八人の物は、人は飲きにおしまい過れたのかがあって、土田下い上来 所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例 措置が講ぜられることがある。 | |
| 法第16条(公立社会教育施設 災害復旧事業に対する補助)、 第17条(私立学校施設災害復 旧事業の補助) | 激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設にかかる被害、又は当該事業量が軽徴であると認められる場合は除外。 | 法第16条(公立社会教育施設 災害復旧事業に对する補助)、 第17条(私立学校施設災害復 旧事業の補助) | | |
| 法第22条(り災者公常住宅建設 事業に対する補助の特例) | 次のいずれかに該当する災害 (A基準) | 法第22条(り災者公常住宅建設 事業に対する補助の特例) | | |
| | 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) | | 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) | |
| | 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた 特例 | | 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた 特例 | |
| | 的措置が講ぜられることがある。 1 減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該 | | 的措置が講ぜられることがある。 1 減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該 | |
| | 当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10% | | 当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10% | |
| | (2) 一中町村の区域内の仕宅戸数の10% 2 減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該 当するもの | | (2)一中町村の区域内の仕毛戸板の10% 2 減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該 当するもの | |
| | (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の20% | | (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の20% | |
| 法第24条(小災害債にかかる 元利償還金の基準財政需要額 | 甚法第2章の措置が適用される災害 | 法第24条(小災害債にかかる 元利償還金の基準財政需要額 | 甚法第2章の措置が適用される災害 | |
| への算入等) | 2 農地及び農業用施設等小災害にかかる措置については激甚法第5条の 措置が適用される災害 | への算入等) | 2 農地及び農業用施設等小災害にかかる措置については激甚法第5条の 措置が適用される災害 | |
| 上記以外の措置 | その他、災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮 | 上記以外の措置 | その他、災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮 | |
| | | | | |
| | | | | |

| | 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備 |
|---|---|--|---|
| 適用すべき措置 | 局地激甚災害指定基準 | 適用すべき措置 局地激甚災害指定基準 | |
| 1 激甚法第3条第1項各号 掲げる事業のうち、右の市 村が当該災害によりその を負担するもの及び激甚 4条第5項規定する地方2 団体以外の者が設置した 設にかかるものについて記 法第2章の措置 | 問問 当該市町村負担の当該災害にかかる公共施設災害復旧 法第 事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号~第14号の事 法共業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収 額×1に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満 | 1 滋甚法第3条第1項各号に 掲げる事業のうち、右の市町 村が当該災害によりその費用 を負担するもの及び激甚法第 4条第5項規定する地方公共 団体以外の者が設置した施 設にかかるものについて激甚 法第2章の措置 1 公共施設災害にかかる公共施設災害復旧 事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号~第14号の事 業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収 は1に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満 は2条外が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査 定事業費の額の合算額がおおむね1億円未満を除く。 | |
| 2 右の市町村が当該災害 つき発行を許可された公 木施設及び公立学校施 災害にかかる地方債につ 激甚法第24条第1項、第 及び第4項の措置 | 共土 | 2 右の市町村が当該災害に つき発行を許可された公共土 木施設及び公立学校施設小 災害にかかる地方債について 激甚法第24条第1項、第3項 及び第4項の措置 | |
| 1 右の市町村の区域内で の市町村等が施行する当 災害復旧事業にかかる湯 法第5条、第6条の措置 | は該に表示、 | 1 右の市町村の区域内で右 の市町村等が施行する当該 災害復旧事業にかかる激甚 法第5条、第6条の措置 2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害にかかる農地等災害復旧 事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道 の災害復旧事業)の査定事業費>当該市町村の当該年度の 農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該査定 | |
| 2 右の市町村が当該災害 つき発行を許可された農 農業用施設及び林道のか 害復旧事業にかかる地方 | 地、だし、その該当市町村ごとの当該査定事業費の合計額がお 小災 おむね5,000万円未満を除く。 債 | 2 右の市町村が当該災害に つき発行を許可された農地、 農業用施設及び林道の小災 害復旧事業にからる地方債 | |
| について激甚法第24条第 から第4項までの措置 | 73.49 | について激甚法第24条第2項 から第4項までの措置 | |
| | 局地激甚災害指定基準 | | |
| から第4項までの措置 | 局地激甚災害指定基準 3 林業災害関係 | から第4項までの措置 | |
| から第4項までの措置 適用すべき措置 右の町村の区域内で右の市町 村等が施行する森林災害復旧事 | 局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準 3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害にかかる林業被害見込額(樹木にかかるものに限る。以下同じ。)>当該市町村にかかる当該年度の生産 林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額(当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分 | 適用すべき措置 局地激甚災害指定基準 石の町村の区域内で右の市町 村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第11条の2の措置 当該市町村の区域内の当該災害にかかる林業被害見込額(樹木にかかぶものに限る。以下同じ。) > 当該市町付たかぶ当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額(当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額(当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見 | |

| 第4章 次書復旧・復興対策 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|---------------------------------|--|----|
| | 第8節 災害対応の検証 | |
| | 主な実施担当 <u>総務課</u> 、企画財政課 宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、そ | |
| | 防災関係機関等の他防災関係機関の他防災関係機関 | |
| | 第1 目的 将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが | |
| | 重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や 生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計 | |
| | 画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制 の向上や、町民一人一人の防災意識の向上など、防災に関する取り組みの 推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。 | |
| | また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り | |
| | 継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害 教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 | |
| | 第2 検証の実施 町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復 | |
| | 旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じ たと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題 点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 | |
| | なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関に | |
| | よる実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 | |
| | <u>1 情報処理</u> <u>他自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析</u> <u>等</u> | |
| | 2 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調 | |

第4章 災害復旧·復興対策

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修 正 後 (風水害対策編) | 備考 |
|----------------|---|----|
| | 達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部・各班等の間の業務調整 4 組織間連携 他の各機関(防災関係機関、国、県、都道府県、協定締結団体など)との調整 5 個別のオペレーション 救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等 6 広報・相談 町民への広報・相談等 7 計画やマニュアル 事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等 | |
| | 第3 検証体制 町及び防災関係機関は、災害対策本部(事務局及び各部局等)のほか、 災害の規模等に応じ、町内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を 加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。 | |
| | 第4 検証の対象 応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。 1 災害対策本部 2 防災関係機関 3 町民 4 自主防災組織 5 支援自治体 6 ボランティア団体 など | |
| | 第5 検証方法 町村び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。 | |

第4章 災害復旧・復興対策

| 修 正 前 (風水害対策編) | 修正後(風水害対策編) | 備考 |
|-------------------|--|-------|
| 11/2 正 刊 (風水吉刈泉柳) | 第6 検証結果と防災対策への反映 町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。 第7 災害教訓の伝承 町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、県民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、県民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。 | (相) 考 |